

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月27日

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員 木野 靖勇
同 春田 清子

平成25年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の対象

(1) 定期監査

平成24年度及び平成25年7月31日までに執行された平成25年度の財務に関する事務（平成24年度定期監査対象分を除く。）

(2) 行政監査

平成24年度及び平成25年7月31日までに執行された平成25年度の事務（財務に関する事務、平成24年度行政監査対象分を除く。）

2 監査の期間 平成25年8月1日から同年8月27日

3 監査の結果

計数については、関係諸帳簿等を照合した結果、正確であることを認めた。予算経理一般、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理及び行政事務の執行については、概ね適正であることを認めた。